

第 109 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

□事業報告

- ・新株予約権等に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制

□連結計算書類

- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表

□計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

- ・事業報告のうち、新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制
- ・連結計算書類のうち、連結持分変動計算書、連結注記表
- ・計算書類のうち、株主資本等変動計算書、個別注記表

中外製薬ウェブサイト

<https://www.chugai-pharm.co.jp/ir>

中外製薬株式会社

□事業報告

新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が有する新株予約権の状況（2019年12月31日現在）

① 一般型ストック・オプション

業績向上に対する意欲や士気を高めると共に優秀な人財を確保することにより、当社グループの企業価値を向上させることを目的として、一般型ストック・オプションとして新株予約権を発行しております。

名称 (発行日)	個数	目的となる株式 の種類及び数	1個当たりの 行使価額	行使期間	当社役員の保有状況	
					取締役	監査役
第7回新株予約権 (2010年5月11日)	76個	当社普通株式 7,600株	188,100円	2010年5月11日から 2020年4月23日まで	63個 (1名)	—
第8回新株予約権 (2011年6月14日)	30個	当社普通株式 3,000株	139,700円	2011年6月14日から 2021年5月27日まで	—	—
第9回新株予約権 (2012年5月10日)	778個	当社普通株式 77,800株	152,800円	2012年5月10日から 2022年4月24日まで	403個 (2名)	—
第10回新株予約権 (2013年5月13日)	764個	当社普通株式 76,400株	250,000円	2013年5月13日から 2023年4月25日まで	201個 (2名)	1個 (1名)
第11回新株予約権 (2014年5月12日)	1,065個	当社普通株式 106,500株	267,400円	2014年5月12日から 2024年4月24日まで	324個 (2名)	40個 (1名)
第12回新株予約権 (2015年5月11日)	1,324個	当社普通株式 132,400株	400,700円	2015年5月11日から 2025年4月22日まで	330個 (3名)	50個 (2名)
第13回新株予約権 (2016年5月10日)	1,349個	当社普通株式 134,900株	374,600円	2016年5月10日から 2026年4月22日まで	278個 (2名)	60個 (2名)

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、1個当たり100株となります。
2. 一般型ストック・オプションとしての新株予約権は、新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約において、上記の「行使期間」にかかわらず、それぞれ発行決議日より約2年間は行使ができない旨を定めております。
3. 当社は新株予約権を業務執行を行わない取締役及び監査役には割り当てておりません。なお、上記の「当社役員の保有状況」には、役員就任前に割り当てたものも含まれます。

② 株式報酬型ストック・オプション

当社の取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層明確にし、当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、当社取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行しております。

名称 (発行日)	個数	目的となる株式 の種類及び数	1個当たりの 行使価額	行使期間	取締役の 保有状況
2009年発行新株予約権 (2009年5月11日)	519個	当社普通株式 51,900株	100円	2009年5月11日から 2039年4月24日まで	519個 (2名)
2010年発行新株予約権 (2010年5月11日)	579個	当社普通株式 57,900株	100円	2010年5月11日から 2040年4月23日まで	579個 (3名)
2011年発行新株予約権 (2011年6月14日)	672個	当社普通株式 67,200株	100円	2011年6月14日から 2041年5月27日まで	672個 (3名)
2012年発行新株予約権 (2012年5月10日)	659個	当社普通株式 65,900株	100円	2012年5月10日から 2042年4月24日まで	659個 (3名)
2013年発行新株予約権 (2013年5月13日)	414個	当社普通株式 41,400株	100円	2013年5月13日から 2043年4月25日まで	414個 (3名)
2014年発行新株予約権 (2014年5月12日)	383個	当社普通株式 38,300株	100円	2014年5月12日から 2044年4月24日まで	383個 (3名)
2015年発行新株予約権 (2015年5月11日)	261個	当社普通株式 26,100株	100円	2015年5月11日から 2045年4月22日まで	261個 (3名)
2016年発行新株予約権 (2016年5月10日)	296個	当社普通株式 29,600株	100円	2016年5月10日から 2046年4月22日まで	296個 (3名)

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、1個当たり100株となります。
2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は、新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる旨を定めております。
3. 当社は新株予約権を業務執行を行わない取締役及び監査役には割り当てておりません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の内容の概要等該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	122	—	123	—
連結子会社	15	—	15	—
計	137	—	138	—

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び連結子会社として親会社へ報告する財務諸表の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の「監査証明業務に基づく報酬」にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、中外ファーマ・ヨーロッパ・リミテッドは、当社の会計監査人と同一のネットワークであるKPMGに属している会計事務所の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人について、その適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人について会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社グループは、「革新的な医薬品とサービスの提供を通じて新しい価値を創造し、世界の医療と人々の健康に貢献する」というミッションを掲げ、その実現に向けて透明かつ公正で高い倫理性を持った企業活動を追求しております。会社法に基づき、内部統制に関する基本方針を以下のとおり取締役会にて決議し、当社グループの業務が適正に行われることを確保すべくより強固な体制を構築しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人はその職務の遂行に当たり、別に定める「中外製薬グループ コード・オブ・コンダクト（CCC）」を遵守するものとする。
- ・法令等遵守の統轄部署としてサステナビリティ推進部を置く。
- ・監査部は、別に定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を経営会議及び監査役会に報告するものとする。
- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備・運用し、適切に評価を行うものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務遂行に係る文書及び情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。
- ・監査役会又は監査役が要求した場合、当該文書は速やかに閲覧に供されるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。
- ・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化と社外取締役の登用を行うと共に、業務執行における役割責任の明確化を目的とした執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。
- ・取締役会が有効かつ効率的に機能しているかを定期的に検証し、その結果を踏まえ適切な措置を講ずるものとする。
- ・別に定める「決裁規程」に基づき、迅速効率的な業務執行を図るものとする。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・別に定める「中外製薬グループ運営ポリシー」及び「中外製薬グループ管理ガイドライン（Global）」に基づき関係会社ごとに管理組織を設置し、関係会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、職務の執行が効率的に行われること及び法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなど、中外製薬グループにおける業務の適正運営に努めるものとする。
- ・監査部は、別に定める「内部監査規程」に基づき関係会社に対し、業務活動が法令及び定款等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査するものとする。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・「中外製薬グループ コード・オブ・コンダクト（CCC）」に基づき、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための社内体制を整備・維持するものとする。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ・監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置する。
- ⑧ 前項の使用人について、取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役室は監査役会直属の組織とし、専任の当該使用人を置き取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するものとする。
 - ・監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、監査役会が「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき定めた事項を監査役に定期的に報告するものとする。
 - ・本項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めるものとする。
 - ・中外製薬グループの取締役及び使用人は、監査役が別に定める「監査役監査基準」に基づき、監査を行う場合にはこれに協力するものとする。
 - ・監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い速やかに行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

【ガバナンスに関する事項】

- ・患者・消費者の皆様をはじめ、医療従事者、取引先、社会、従業員、株主等のすべてのステークホルダーへの社会責任を果たすと共に、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的として「中外製薬コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、コーポレートガバナンスの適切性を確保しております。
- ・「中外製薬グループ運営ポリシー」と「中外製薬グループ管理ガイドライン（Global）」の制定を受け、各関係会社における関連規程の確認を行い、必要な見直しを引き続き進めております。
- ・国内外関係会社につきましては、「中外製薬グループ運営ポリシー」と「中外製薬グループ管理ガイドライン（Global）」に則り、定期的に業務運営をモニターし、適正管理を実施するため、四半期報告会等を開催しています。リスク管理の取り組み状況・コンプライアンスの取り組み状況についても定期的に確認しております。
- ・海外子会社のコンプライアンス及び内部統制の強化に向けて、各子会社におけるガバナンス機構の強化、中外製薬関連部署との連携強化を引き続き進めております。
- ・中外物流株式会社に委託している医薬品に関する物流機能を、三菱倉庫株式会社へ委託する業務委託契約を締結しました（6月）。2021年1月から三菱倉庫株式会社による物流機能を稼働し、それに伴い中外物流株式会社は解散します。
- ・サノフィ社との合弁会社である中外サノフィアベンティス社を、完全子会社とし、社名を中外ファーマ・ヨーロッパ・ロジスティクス・エスエーエス（Chugai Pharma Europe Logistics S.A.S.）に変更いたしました（1月）。
- ・中外ファーマ・ヨーロッパ・リミテッド ドイツ支店を閉鎖し、その機能を、新たに設立した中外ファーマ・ジャーマニー・ジーエムビーエイチ（Chugai Pharma Germany GmbH）に移管いたしました（4月業務開始）。
- ・C&Cリサーチ・ラボラトリーズ（C&C）については、高い技術力を持つ新薬創出基盤を韓国に確立するという設立目的を達成したことに伴い、共同出資会社であるJW Pharmaceutical社（JWP）に中

外製薬の保有するすべての株式を12月末に譲渡することで合意しました。本合意により、C&CはJWPの100%子会社として、独立したマネジメント機能を保持しながら創薬活動を継続する一方で、中外製薬はC&Cが今後創出するプロジェクトに対する優先権を保持します。

- ・ 経営会議にて承認された年間監査計画に基づき内部監査を行い、経営会議及び監査役会への報告を完了しております。重要な不備の指摘はありませんでした。

【取締役の職務の執行に関する事項】

- ・ 取締役の職務遂行に係る文書については、「文書管理規程」及びその関連規程・ガイドラインに基づいて適切な文書管理を実施しております。
- ・ 取締役の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化と社外取締役の登用を行うと共に、執行役員制度を導入しております。
- ・ 取締役の効率的な職務執行を監督するため、会社法第363条に基づき、代表取締役を中心に取締役会において業務遂行状況を四半期ごとに報告いたしました。
- ・ 取締役会が、適切に機能しているか定期的に検証し、取締役会の機能向上を図ることを目的に、取締役会の実効性評価を実施しております。取締役、監査役全員を対象に2018年度に係る自己評価アンケートを実施し（1月～2月）、この結果報告を受け、取締役会においてさらなる議論を行いました（4月）。なお、今回の評価結果について、取締役会の実効性が確保されていることを確認しております。
- ・ 取締役会においては、CEOから業界環境動向と当社の現況等について情報提供を行い、社外取締役及び社外監査役の職務の執行が効率的に行われるよう支援に努めております。
- ・ 「中外製薬コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、取締役会における議論の活性化に必要な情報の提供及び社外役員相互の連携強化を目的として、「社外役員連絡会」を開催いたしました。
- ・ 取締役会を9回、経営会議を32回開催いたしました。
- ・ 東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める独立性判断基準を満たした社外取締役及び社外監査役を「独立役員」として6名届出ております。

【コンプライアンスに関する事項】

- ・ ミッションステートメントの中の価値観及び目指す姿の改定に伴い、中外製薬グループの行動規程「中外ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を改訂し、「中外製薬グループ コード・オブ・コンダクト（CCC）」を制定すると共に、半年ごとに全従業員を対象に実施しているCCC・人権研修を通じて社内浸透を図っております。
- ・ 経営会議の下部組織である、国内外子会社も含むグローバルコンプライアンス関連の活動について審議・報告を行うコンプライアンス委員会を年4回（3月、6月、9月、12月）開催し、コンプライアンス関連の活動実績及び活動計画等の審議・報告を行いました。
- ・ グループ全従業員を対象としたCCC・人権研修を年2回実施しました。上期はCCCに新たに取り入れられた内容や変更点を確認すると共に、新たな経営方針が目指す「共有価値の創造」の中で、サステナビリティ（持続可能性）の考え方や、サステナビリティ推進の必要性を理解すると共に、世界的な潮流となっているSDGsへの取り組みの重要性を学びました。また、職場のパワーハラスメントを防ぎ、従業員全員がお互いに尊重し合う、より良い職場環境を作ることの重要性を学びました。下期は、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）推進のさらなる強化に向けて、企業や組織のD&I推進の阻害因子と言われている「無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）」とは何かを理解し、その対応方法を学びました。また、健康経営の重点項目の1つ、生活習慣病の予防策と中外製薬グループ禁煙宣言の考え方、喫煙対策の方針を理解すると共に、従業員一人ひとりが自身の健康の保持・増進に取り組むことの重要性を学びました。
- ・ 各基本組織、子会社に設置したコンプライアンスオフィサーを通じて、コンプライアンス責任者である所属組織長及び組織員への企業倫理とコンプライアンスの浸透向上を図っております。
- ・ 国内外各組織のコンプライアンスアクションプランの進捗状況を確認し、9月のコンプライアンス

ス委員会に報告しております。

- ・国内外関係会社を含む当社グループ各社のコンプライアンス状況の把握を目的としたコンプライアンス実態調査を7月に実施し、9月のコンプライアンス委員会に報告しております。
- ・相談及び通報窓口は名称をBCGホットラインからCCCホットラインに改名しました。運営状況について、コンプライアンス委員会、常勤監査役、並びに子会社監査役へ定期的に報告しております。
- ・財務報告に係る内部統制評価については、CFO（最高財務責任者）により承認された年間計画に基づき、1-7月では評価対象範囲選定及び整備状況評価、8-12月では運用状況評価を実施し、評価結果をCFOに報告しております（12月）。開示すべき重要な不備に該当する指摘はありませんでした。

【リスク管理に関する事項】

- ・「リスク管理規程」に基づき、経営会議の下部組織としてリスク管理委員会を設置しております。
- ・リスク管理委員会では、全社の主要リスクの進捗状況について、四半期ごとに確認しております。また、個別案件が生じた場合は、臨時リスク管理委員会を開催し、緊急にリスク対応を討議することとしております。
- ・「中外製薬グループリスク課題」に関する2018年の取組み状況、2019年の重要課題について、取締役会に報告いたしました（2月）。「海外子会社のリスク課題について」取締役会で報告いたしました（7月）。
- ・「リスク管理ポリシー」に基づいた海外子会社のリスクマネジメント体制について、国内部門と同水準の体制構築・運用を図っております。
- ・2019年中外製薬グループリスク課題として「インターネット遮断時の事業影響調査・BCP検討」を設定し、サイバー攻撃時の全社的な対応計画書の策定や代替手段整備、関連部署での訓練を実施しています。
- ・「CCC」に反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除することを明記し、関係排除に取り組んでおります。

【監査に関する事項】

- ・取締役並びに主要な組織長、子会社の取締役及び監査役は、常勤監査役に適宜業務執行状況を報告しております。
- ・常勤監査役が経営会議に同席し、その業務執行についてきめ細かく監督しております。
- ・常勤監査役はEHS推進委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、広報IR委員会に出席し、関連する情報の把握に努めております。
- ・監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しており、円滑な監査役活動を支援しております。監査役室員は「監査役監査基準」及び「決裁規程」により、その独立性が担保されております。
- ・代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めました。
（会長、副会長、社長各々3回：2～3月、5月、10月）

連結持分変動計算書〔国際会計基準〕

(自 2019年1月1日
至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

科目	当社の株主持分				合計	非支配 持分	資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の 資本構成 要素			
2019年1月1日現在	73,000	66,043	618,091	△1,270	755,864	664	756,529
当期利益	—	—	157,560	—	157,560	—	157,560
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	—	—	—	△272	△272	—	△272
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	—	—	—	△1,317	△1,317	—	△1,317
在外子会社等の 為替換算差額	—	—	—	△1,172	△1,172	—	△1,172
確定給付制度の 再測定	—	—	329	—	329	—	329
当期包括利益合計	—	—	157,889	△2,761	155,127	—	155,127
剰余金の配当	—	—	△56,373	—	△56,373	—	△56,373
株式報酬取引	16	52	—	—	68	—	68
自己株式	—	941	—	—	941	—	941
非支配持分の変動	—	—	△1,662	19	△1,643	△664	△2,307
その他の資本構成要素から 利益剰余金への振替	—	—	4,131	△4,131	—	—	—
2019年12月31日現在	73,016	67,037	722,076	△8,143	853,985	—	853,985

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称 中外ファーマ・ヨーロッパ・リミテッド、中外製薬工業株式会社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融商品の分類

当社グループはデリバティブ以外の金融資産を事後に償却原価で測定するもの、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの、または純損益を通じて公正価値で測定するもののいずれかに分類しております。

金融資産は、金融資産の管理に関する企業の事業モデル、及び契約上のキャッシュ・フローの特性に基づき分類されます。当社グループは負債性金融商品、及び償却原価で測定される金融資産につき、これらの資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつ、その場合にのみ、分類を変更します。

当初認識時、当社グループは金融資産を公正価値で測定しております（当初認識時に取引価格で測定される重大な金融要素を有しない営業債権を除く）。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、金融資産の取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは純損益に計上されます。

償却原価で測定する金融資産：

以下の要件がともに満たされる場合、「償却原価で測定する金融資産」に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている場合
- ・ 契約条件により元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

これらは当初認識後、償却原価で測定され、ヘッジ関係にない金融資産による収入または損失は、その資産の認識の中止をした、あるいは減損された際に認識しております。これらの金融資産による利息収入は、実効金利法に基づき、その他の金融収入に計上しております。この分類には主に営業債権、現金及び現金同等物、預入期間が3か月超の定期預金該当します。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCI金融資産）：

以下の要件がともに満たされる場合、「FVTOCI金融資産」に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている場合
- ・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

これらは認識時点での公正価値で当初測定した後、各会計期間末の公正価値で再測定しております。公正価値の変動は、純損益に計上される減損、利息、外国為替損益を除き、その他の包括利益として認識しております。資産の認識を中止する場合には、それまでその他の包括利益として認識されていた累積損益を、資本から純損益に組替えております。FVTOCI金融資産に分類された金融資産から生じる実効金利法による金利収益はその他の金融収入として計上しております。この分類には主に短期金融資産が該当します。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品（FVTOCI資本性金融商品）：

資本性金融商品については、当初認識時に、事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取り消し不能の選択を行った場合に、「FVTOCI資本性金融商品」に分類しております。これらは認識時点での公正価値で当初測定した後、各会計期間末の公正価値で再測定しております。FVTOCI資本性金融商品に係る受取配当金は純損益にその他の金融収入として計上しております。これらの資産に係るその他の損益は、その他の包括利益として計上しており、純損益に振替えられることはありません。なお、認識を中止した場合にはその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPL金融資産）：

償却原価で測定する金融商品、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の要件を満たさない金融資産については、「FVTPL金融資産」に分類し公正価値で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定し、ヘッジ関係にない金融資産による公正価値の変動は、損益が発生した期間にその他の金融収入（支出）として純損益に計上しております。この分類には主に負債性金融商品が該当します。

当社グループはデリバティブを除くすべての金融負債を、「償却原価により測定する金融負債」に分類しております。金融負債は認識時点での公正価値で当初測定し取引コストを除いた後、実効金利法による償却原価で測定しております。この分類には主に営業債務が該当します。

為替リスクを管理するために活用されているデリバティブ金融商品は、認識時点での公正価値で当初測定した後、各会計期間末の公正価値で再測定しております。適格なキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に指定されたデリバティブを除き、公正価値の変動はその他の金融収入（支出）として計上しております。

② 金融商品の認識中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産の所有に係るリスクと経済的価値のほとんどすべてを移転する取引において当該金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合、金融資産の認識を中止しております。

金融負債は、契約上の義務が免責、取消、または失効となった場合に、認識を中止しております。

③ 金融資産の減損損失

当社グループは、償却原価で測定する金融資産、及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品について、予想信用損失に対する減損損失を認識しております。

当社グループは、IFRS第15号の範囲に含まれる取引から生じた営業債権に対する損失評価引当金を、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

その他の償却原価で測定する金融資産、及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品については、これらに係る信用リスクが会計期間末において、当初認識時以降に著しく増大していない場合、当該金融商品に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しております。当社グループは、金融商品がグローバルに認識されている“投資適格”に値する場合、信用リスクは低いとみなしております。当社グループでは“投資適格”をMoody's社でBaa3以上、S&P社でBBB-以上とみなしております。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している場合に、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。当社グループは、契約上の支払の期日経過が30日超である場合、当該金融資産の信用リスクが著しく増大したとみなしております。また、取引の相手方が債務を完全に支払う見込みがない場合、当該金融資産は債務不履行の状態にあるとみなしております。取引先が債務不履行に陥っているかの判定は、当社で作成したデータに基づき定性的・定量的に行っております。一部の金融資産については、外部データを用いて判定しております。

ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接償却しております。これは顧客が直接減額の対象となる金額を支払うに足る十分なキャッシュ・フローを生み出す資産あるいは収入源がない場合であると当社グループはみなしております。しかし、当社グループの債権を回収する方針を遵守し、直接減額された金融資産であってもなお、債務の履行を促す活動の対象となります。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

当社グループは為替リスクに対するヘッジを目的とし、先物為替予約取引を行っております。ヘッジ会計の利用は特定の重要な取引に制限しております。ヘッジ会計の要件を満たすには、ヘッジ関係の文書化、高い発生可能性、ヘッジの有効性及び測定の信頼性等、いくつかの厳しい基準を満たす必要があります。経済的観点からヘッジ関係にあると考えられる取引であっても、これらの要件が満たされていない場合、当該ヘッジ関係はヘッジ会計として適格ではありません。この場合のヘッジ手段とヘッジ対象は、ヘッジ会計を適用していない独立の項目として認識されます。このようなヘッジ会計を適用していないデリバティブは公正価値で測定され、公正価値の変動はその他の金融収入（支出）で認識されます。

キャッシュ・フロー・ヘッジ：キャッシュ・フローの変動可能性のうち、認識されている資産・負債に関連する特定のリスクまたは可能性の非常に高い予定取引に起因し、純損益に影響し得るものに対するヘッジです。ヘッジ手段は公正価値で測定されます。ヘッジとして有効な部分の公正価値の変動はその他の包括利益として認識され、非有効部分はその他の金融収入（支出）に計上しております。ヘッジ関係が、非金融資産・非金融負債の為替リスクをヘッジする確定約定または可能性が高い予定取引である場合には、それらが認識される際に、それまでその他の包括利益で認識されていたヘッジ手段の公正価値の累積変動額を非金融資産・非金融負債の当初の帳簿価額に振り替えており、また、それ以外の予定取引である場合には、ヘッジ対象が純損益に影響を与えるのと同じ期の純損益に振り替えております。その他のヘッジされた予定キャッシュ・フローについては、純損益に影響を与えるのと同じ期に、それまでその他の包括利益で認識されていたヘッジ手段の公正価値の累積変動額をその他の金融収入（支出）に振り替えております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価または正味実現可能価額のいずれか低い方で計上しております。製品、仕掛品及び半製品の取得原価は、原材料費、直接労務費、直接経費及び正常生産能力に基づく製造間接費を含んでおります。取得原価は総平均法で計算しております。正味実現可能価額は、見積売価から完成までの見積原価及び通常の営業過程における販売に要する見積費用を控除した額となります。

(4) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却または償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の取得原価は、当初、購入に要した支出または建設に要した原価により計上しております。取得原価には、会社が意図した場所や状態で稼働を可能にするために必要となる費用、例えば、準備、据付、組立の費用や専門家への報酬を含みます。バリデーション（性能が確保されていることを検証すること）費用を含む、取得した資産が適切に機能しているかどうか確認を行う試験の費用は、当初の建設に要した取得原価に含めております。土地を除く有形固定資産は、定額法により減価償却を行っております。減価償却に係る見積耐用年数の主なものは以下のとおりです。

構築物	40年
建物	10年～50年
機械装置及び備品	3年～15年

有形固定資産が複数の構成要素に分割できる場合には、その構成要素ごとに、それぞれ該当する耐用年数を適用しております。資産の耐用年数の見積りは定期的に見直しを行い、必要がある場合には耐用年数の短縮を行っております。修繕及び保守費用は発生した時点で費用としております。

② 無形資産

購入した特許権、商標権、許諾権及びその他の無形資産は取得原価で計上しております。これらの無形資産を企業結合を通じて取得した場合は公正価値で計上しております。無形資産は利用可能となった時点から耐用年数にわたり定額法により償却しております。耐用年数は、法的存続期間または経済的耐用年数のうちいずれか短い年数を採用し、定期的に見直しを行っております。

主な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

製品関連無形資産	1年～17年
マーケティング関連無形資産等	5年
技術関連無形資産	3年～9年

③ 有形固定資産及び無形資産の減損損失

有形固定資産及び利用可能な無形資産について減損の兆候がある場合、各会計期間末に減損の判定を実施しております。また、利用可能でない無形資産は、毎年、減損の判定を行っております。資産の回収可能価額（公正価値から売却費用を控除した額または使用価値のいずれか高い方）が帳簿価額を下回った場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として純損益で認識しています。使用価値は将来のキャッシュ・フローを見積り、適切な長期金利を使用し、時間的価値を考慮したうえで算定しております。減損損失が発生した場合、当該資産の耐用年数を見直し、必要に応じて耐用年数を短縮しております。

減損の戻入は、減損の額が減少し、その減少が減損後に発生した事象に客観的に関連付けることができる場合に連結損益計算書を通じて認識しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

引当金は、経済的資源の流出が生じる可能性が高く、法的または推定的債務があり、これに係る債務の金額を確実に見積ることができる場合に計上しております。事業再編引当金は、当社グループが事業再編に伴う詳細な計画を発表または開始した時点で計上しております。引当金は、最終的に生じると見込まれる債務の見積額を、貨幣の時間的価値に重要性がある場合には割り引いて計上しております。

(6) 退職後給付の会計処理方法

確定拠出制度については、当社グループが支払う拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した会計期間の営業損益に含めて計上しております。

確定給付制度については、制度債務の現在価値と制度資産の公正価値の純額を、負債または資産として連結財政状態計算書に計上しております。

確定給付負債（資産）の純額の変動は次のように計上しております。当期勤務費用は営業損益に含めております。過去勤務費用及び制度清算に伴う損益は発生時に一般管理費等として認識しております。また、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は金融費用として計上しております。数理計算上の仮定の変更や見積りと実績との差異に基づく数理計算上の差異及び制度資産に係る収益（確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く）は、その他の包括利益に計上しております。確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、制度資産に係る利息収益及び制度債務に係る利息費用から構成されております。利息純額は、期首の確定給付負債（資産）の純額に期中の拠出及び給付支払いによる変動を考慮し、制度債務の現在価値の測定に用いられるものと同じ割引率を乗じて算定しております。

ある確定給付制度の積立超過を他の制度の債務を決済するために使用できる法的権限を当社グループが有している場合を除いて、制度間の資産と負債は相殺しておりません。

(7) 外貨換算の基準

当社グループの在外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨としておりますが、一部、その企業の活動する経済環境が主に現地通貨以外（例えばユーロ）である場合には、現地通貨以外を機能通貨としております。当社グループの外貨建取引は取引日時点での為替レートを適用してそれぞれの機能通貨に換算しております。適格なキャッシュ・フロー・ヘッジはその他の包括利益として繰り延べられますが、外貨建取引の決済並びに外貨建貨幣性資産及び負債の期末日における評価で生じる損益はその期間の純損益に認識しております。

連結計算書類作成に際し、日本円以外を機能通貨としている在外子会社の資産及び負債は、期末時点の為替レートを適用し日本円に換算しております。損益及びキャッシュ・フローは、期中平均為替レートで日本円に換算しております。期首と期末の換算レートの差による換算差額及び損益に係る期中平均為替レートと期末時点の為替レートによる換算差額はその他の包括利益に直接計上しております。

(8) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(9) 記載金額

連結計算書類において、百万円単位未満を四捨五入して記載しております。

【会計方針の変更に関する注記】

2019年1月1日において当社グループは、IFRS第16号「リース」及び当該基準に係る修正項目について準拠しました。当社グループの連結計算書類への重要な会計方針の変更の内容及び影響は以下のとおりです。

IFRS第16号「リース」

当社グループは2019年1月1日よりIFRS第16号「リース」を適用しました。この新しい基準は、IAS第17号「リース」を置き換えたものです。この基準は、リースの認識、測定に関する原則を示しております。この基準の適用により、計算書類において開示を要する項目が増加します。

当社グループの主な影響は、借手における単一のリース会計モデルを採用したことであります。借手は、認識の免除規定を選択する場合を除き、リース関連の資産とリース負債を認識する必要があります。この基準の適用の結果、2019年1月1日の連結財政状態計算書に使用権資産やリース債権などリース関連の資産として15,203百万円及びリース負債14,553百万円を計上しております。

新しい基準の適用により、適用前にオペレーティング・リース費用として計上していた金額のうち金利の性格を有する部分については、利息費用として計上されます。当社グループはリース契約の規模及び現在の低金利の経済状況を鑑みると、この変更による影響には重要性はないと考えております。

移行方法

この基準書の適用にあたり、当社グループは経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しました。当該方法の採用により、比較情報の修正再表示はせずに、2019年1月1日の連結財政状態計算書に使用権資産やリース債権などリース関連の資産として15,203百万円及びリース負債14,553百万円を計上しております。リース負債を認識する際に、リース負債と同額（ただし、前払リース料又は未払リース料は修正）の使用権資産を認識しているため、期首利益剰余金への影響はありません。

なお、この修正以外にこの基準書の適用による当社グループの業績又は財政状態に対する重要な影響はありません。

また、当社グループは、基準が認める実務上の便法を採用しております。既存の契約についてリースを含んだものかどうか再判定しない便法、短期リース及び原資産が少額であるリースに対する認識の免除であります。

表示の変更

この基準の適用により、2019年より当社グループは連結財政状態計算書における表示を変更し、使用権資産を区分表示します。また、リース負債は、その他の流動負債及びその他の非流動負債に含めて表示します。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 194,235百万円

2. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関8行とコミットメントライン契約を締結しておりましたが、自己資金の状況を鑑み、2019年3月29日の契約期間満了をもって契約を終了いたしました。

【連結持分変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式

559,685,889株

当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

12,162,354株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	30,097	55	2018年12月31日	2019年3月29日
2019年7月25日 取締役会	普通株式	26,275	48	2019年6月30日	2019年8月30日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月30日 定時株主総会	普通株式	50,372	利益剰余金	92	2019年12月31日	2020年3月31日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
新株予約権

	2009年発行 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第7回 新株予約権 (ストック・ オプション)	2010年発行 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第8回 新株予約権 (ストック・ オプション)	2011年発行 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第9回 新株予約権 (ストック・ オプション)
発行決議の日	2009年 4月24日	2010年 4月23日	2010年 4月23日	2011年 5月27日	2011年 5月27日	2012年 4月24日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	51,900株	7,600株	57,900株	3,000株	67,200株	77,800株

	2012年発行 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第10回 新株予約権 (ストック・ オプション)	2013年発行 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第11回 新株予約権 (ストック・ オプション)	2014年発行 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第12回 新株予約権 (ストック・ オプション)
発行決議の日	2012年 4月24日	2013年 4月25日	2013年 4月25日	2014年 4月24日	2014年 4月24日	2015年 4月22日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	65,900株	76,400株	41,400株	106,500株	38,300株	132,400株

	2015年発行 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第13回 新株予約権 (ストック・ オプション)	2016年発行 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)
発行決議の日	2015年 4月22日	2016年 4月22日	2016年 4月22日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	26,100株	134,900株	29,600株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

事業及び財務活動に伴い、当社グループはさまざまな財務リスクにさらされております。財務リスクは、主に為替レート、金利、株価、取引相手の信用度及び支払能力の変化に起因するものです。

当社グループにおける財務リスク管理は、取締役会によって承認を受けた方針に基づいて行われております。当該方針は信用リスク、流動性リスク及び市場リスクに対応しており、リスクの上限、投資適格な金融商品やモニタリング手続きについての指針を提供しております。方針の遵守及び日々のリスク管理は関連する部門によって行われており、これらのリスクに関する定期的な報告は財務経理部門及び管理部門によって行われております。

(1) 信用リスク

営業債権及びその他の債権は取引先の信用リスクにさらされております。営業債権は主に売掛金です。営業債権は、カントリー・リスクの評価、与信限度額の設定、継続した信用調査及び取引先のモニタリングに重点を置いた管理を行っております。モニタリングとは、営業管理部門が経理規程に従い、主要な取引先ごとに営業債権の期日及び残高を管理し、延滞状況及び財務状況等の悪化による回収懸念を早期に把握し軽減を図ることです。

営業債権の管理は、リスクを許容可能な水準に保ちながら資産の利用を最適化することによって、当社グループの成長及び収益性を維持することを目的としております。営業債権の回収を担保することが適切な場合には信用保険及び類似の信用補完手続きを実施しております。

(2) 流動性リスク

流動性リスクは、支払義務が即時に利用可能な金融資産の金額を超過する場合に発生します。流動性リスクに対する当社グループのアプローチは、流動性の需要に即時に対応できるだけの十分な手許資金を維持することにあります。財務経理部門が各部門からの報告に基づき資金繰り計画を作成及び更新することにより、流動性リスクを管理しております。

当社は1社以上の格付機関によって高い信用格付を受けております。この結果、重要な資金調達を行う必要が生じた場合には、国際的な資本市場への効率的なアクセスが可能となっております。

(3) 市場リスク

市場リスクは、当社グループが保有する金融資産及び金融負債の市場価格の変動から生じます。市場価格の変動は、主に為替レート及び金利の変動によるものであり、当社グループの純損益及び資本に影響を与えます。

為替リスク：外貨建ての営業債権及びその他の債権並びに営業債務及びその他の債務は、為替リスクにさらされております。為替リスク管理活動の目的は、当社グループが保有する現在及び将来の資産の経済的価値を維持し、当社グループの業績の変動を最小化することにあります。

当社グループは、外貨建債権及び外貨建債務それぞれに係る為替リスクに対するヘッジを目的とし、先物為替予約取引を行っております。また、その一部はキャッシュ・フロー・ヘッジとして予定取引の段階でヘッジ指定しております。

外貨建債務の為替リスクをヘッジするために用いるデリバティブ取引は、当社グループ内で規定された管理体制に基づいて実施しており、取引残高・評価損益等の取引の状況を、月次で公正価値を用いて把握しております。なお、子会社はデリバティブ取引を行っておりません。

金利リスク：当社グループが保有する有利子負債及び貸付金の残高は僅少であり、当社グループにおける金利リスクは軽微です。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

当社グループが保有する金融商品として、長期金融資産、その他の非流動資産に含まれる負債性金融商品、営業債権及びその他の債権、有価証券、現金及び現金同等物、その他の流動資産に含まれるデリバティブ金融資産、営業債務及びその他の債務、その他の流動負債に含まれるデリバティブ金融負債、有利子負債があります。これらの帳簿価額は公正価値と一致または近似しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり当社の株主帰属持分	1,559円72銭
2. 基本的1株当たり当期利益	287円84銭

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、2020年1月21日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式の分割により、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めるとともに投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2020年6月30日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

(i) 株式分割前の発行済株式総数	559,685,889株
(ii) 今回の分割により増加する株式数	1,119,371,778株
(iii) 株式分割後の発行済株式総数	1,679,057,667株
(iv) 株式分割後の発行可能株式総数	2,399,415,150株

(3) 分割日程

(i) 基準日公告日	2020年6月15日（月）
(ii) 基準日	2020年6月30日（火）
(iii) 効力発生日	2020年7月1日（水）

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当社の株主帰属持分（円）	519円91銭
基本的1株当たり当期利益（円）	95円95銭

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年7月1日（水）をもって、当社定款6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7億9,980万5,050株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>23億9,941万5,150株</u> とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日2020年7月1日（水）

5. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

株主資本等変動計算書〔日本基準〕

(自 2019年1月1日)
(至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
						固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	73, 202	93, 050	983	94, 033	6, 480	693	149, 220	361, 302	517, 695
当 期 変 動 額									
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△15		15	—
剰 余 金 の 配 当								△56, 373	△56, 373
当 期 純 利 益								155, 584	155, 584
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			570	570					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	570	570	—	△15	—	99, 226	99, 211
当 期 末 残 高	73, 202	93, 050	1, 552	94, 603	6, 480	678	149, 220	460, 528	616, 906

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△29,190	655,740	4,296	57	4,352	1,438	661,530
当 期 変 動 額							
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
剰余金の配当		△56,373					△56,373
当 期 純 利 益		155,584					155,584
自己株式の取得	△25	△25					△25
自己株式の処分	709	1,279					1,279
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△4,258	△1,317	△5,575	△214	△5,789
当 期 変 動 額 合 計	684	100,465	△4,258	△1,317	△5,575	△214	94,676
当 期 末 残 高	△28,506	756,205	38	△1,260	△1,223	1,224	756,206

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に関する事項】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金

従業員賞与の支給に備えて、当事業年度の負担する支給見込額を計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度の負担する支給見込額を計上しております。

売 上 割 戻 引 当 金

売上割戻金の支出に備えて、売上高を基準とした当事業年度の負担する見込額を計上しております。

環 境 対 策 引 当 金

環境対策を目的とした支出に備えて、当事業年度末における見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

当社は役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理の方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引及び外貨建債権債務

ヘッジ方針

外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、為替変動に伴うキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジを目的として行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 記載金額

計算書類において、百万円単位未満を四捨五入して記載しております。

【表示方法の変更に関する注記】

(貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

【貸借対照表に関する注記】

- | | |
|---|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 117,422百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 68,210百万円 |
| 短期金銭債務 | 9,743百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| 従業員の金融機関借入金（住宅資金）に対する債務保証 | 7百万円 |
| 4. コミットメントライン契約 | |
| 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関8行とコミットメントライン契約を締結しておりましたが、自己資金の状況を鑑み、2019年3月29日の契約期間満了をもって契約を終了いたしました。 | |

【損益計算書に関する注記】

- | | |
|---|------------|
| 1. 売上高の内訳 | |
| 商品及び製品売上高 | 582,162百万円 |
| その他の営業収入 | 96,429百万円 |
| 2. 関係会社との取引高 | |
| 関係会社に対する売上高 | 8,241百万円 |
| 関係会社からの仕入高 | 229,762百万円 |
| 関係会社に対する原材料有償支給高 | 152,127百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 4,820百万円 |
| 3. 移転価格税制調整金 | |
| 当社は、エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッドとの取引において、日本及びスイス両税務当局に対し、独立企業間価格の算定方法等に関する事前確認を申請しておりましたが、2017年第1四半期に、2016年から2020年の各事業年度において、当社の課税所得を一定額減額して、ロシュの課税所得を同等額増額すること、必要な場合には2021年に追加的調整を行うこと、とする旨などの合意通知書を受領いたしました。 | |
| これにより、両社間でのライセンス契約の取決めにに基づき、当社で減額される法人税等の一部を、ロシュにおいて納付すると見込まれる税額等としてロシュへ支払うこととし、移転価格税制調整金3,124百万円を計上しております。 | |
| 4. 訴訟関連損失 | |
| 当社製品に関する係争案件に係る損失です。 | |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

- | | |
|------------------------|-------------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 12,162,354株 |

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は税務上の前払費用額、税務上の繰延資産償却限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は固定資産圧縮記帳積立金であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	中外製薬工業株式会社	所有 直接 100.0	医薬品の製造委託 役員の兼任 無	医薬品の製造委託	178,183	買掛金	120
				医薬品原材料の有償支給	152,127	未収入金	61,262
				資金の貸付 資金の回収 利息の受取	45,300 59,700 260	短期貸付金	13,300

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 営業取引については、市場価格を勘案して協議のうえ、決定しております。
- (2) 資金取引については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド	—	原材料の仕入等 役員の兼任 有	医薬品原材料の仕入	145,336	買掛金	38,006
				医薬品の売上	217,265	売掛金	63,717

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 営業取引については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	永山 治	被所有 直接 0.05	当社代表取締役	ストック・ オプション の権利行使	148	—	—
役員	上野 幹夫	被所有 直接 0.14	当社代表取締役	ストック・ オプション の権利行使	59	—	—
役員	小坂 達朗	被所有 直接 0.00	当社代表取締役	ストック・ オプション の権利行使	35	—	—

(注) 2011年5月27日開催の当社取締役会、2012年4月24日開催の当社取締役会、2013年4月25日開催の当社取締役会、2014年4月24日開催の当社取締役会、2015年4月22日開催の当社取締役会及び2016年4月22日開催の当社取締役会の決議により発行した新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。

なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払い込み金額を乗じた金額を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,378円90銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 284円23銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、2020年1月21日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式の分割により、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めるとともに投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2020年6月30日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

(i) 株式分割前の発行済株式総数	559,685,889株
(ii) 今回の分割により増加する株式数	1,119,371,778株
(iii) 株式分割後の発行済株式総数	1,679,057,667株
(iv) 株式分割後の発行可能株式総数	2,399,415,150株

(3) 分割日程

(i) 基準日公告日	2020年6月15日（月）
(ii) 基準日	2020年6月30日（火）
(iii) 効力発生日	2020年7月1日（水）

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額（円）	459円63銭
1株当たり当期純利益（円）	94円74銭

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年7月1日（水）をもって、当社定款6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7億9,980万5,050株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>23億9,941万5,150株</u> とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日2020年7月1日（水）

5. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。